

第 1 回「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」検討懇話会での委員意見

○アクセシブルな書籍等について

- ・アクセシブルな書籍等は出版点数も少なく、分野にも偏りがあり、就労に関わる専門書や実用書が少ない。アクセシブルな書籍等のなかでも、マルチメディアデジターや LL ブックなどは非常に少ない。
- ・滋賀県を題材としたものは、県内出版社等から出版物のテキストデータを提供していただくとよい。
- ・出版物として販売されているアクセシブルな書籍等の購入については、公共図書館と視覚障害者センターで情報を共有し、役割分担を明らかにすると効率的・効果的である。

○視覚障害者等の読書環境について

- ・アクセシブルな書籍等や図書館の障害者サービスについて、当事者や支援者にも知られていない。
- ・障害の種類や程度に応じたきめ細やかなサポートが必要であるが、個々の状況をサービス提供側が把握するのは困難であり、需要側と供給側ですれ違いが起こっている。
- ・障害の特性に応じた読書という観点で、それぞれの障害の特性に対応した方策が必要。
- ・学校図書館の整備が必要。
- ・ボランティアによる読み聞かせなど、障害のある児童・生徒が本に親しむ機会があるとよい。
- ・機器を利用して、視覚、聴覚から得意な方法で、文字が読める楽しさを知る体験ができるよう、保育園、幼稚園、小学校と連携し、タブレット等の使い方を支援するとよい。

○支援体制について

- ・ICT 技術のサポートや音訳や点訳のボランティアを養成する人材が不足している。
- ・音訳や点訳がパソコン等での作業が中心となっており、機器の費用等がボランティアの負担となっている。
- ・アクセシブルな書籍等を製作するボランティアは重要であるが、ボランティアのみに頼るのではなく、方策について検討する必要がある。
- ・人材育成には、障害者の特性を理解する研修も実施してほしい。
- ・読書バリアフリーに関わる機器の専門のサポート体制について強化が必要。

○その他

- ・滋賀県の計画における対象者の範囲が今一つ明確ではない。
- ・今回の課題のほとんどが視覚障害のある人に関するものに思われるので、その他の障害のある人への課題は、今後の議論の中で挙げていくことになると思う。
- ・全国の課題を踏まえた上で、地方公共団体の公立図書館や学校、学校図書館、障害者センターで今以上の読書環境の向上を図っていく視点も必要。
- ・図書館に来るということを出発点にするのではなく、必要な読書を届ける移動図書館にアクセシブルな書籍等を積むなど、ニーズに合わせて図書館が移動をすることが重要かと考える。
- ・より多くの人に対して啓発活動がなされ、障害者が個々に情報収集や選択をできるように取り組まれることを望む。